

令和 8 年度

第 7 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 8 年 8 月 2 6 日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和8年8月26日第7回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階会議室7で開催した。

○開会時間 14時00分

○閉会時間 14時41分

○出席委員	教育長職務代理者	鳥 本 和 宏
	委員	福 井 栄 子
	委員	松 久 大 樹
	委員	土 井 慎 悟

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程 野 仁
	教育推進課長	佐々木 雅 之
	生涯学習課長	江 崎 健 一
	教育推進課主幹	加 藤 伸 啓
	教育推進課給食センター長	側 瀬 美 和
	教育推進課教育推進係長	林 宏 明
	教育推進課教育総務係長	村 島 志津佳
	生涯学習課社会教育係長	中 島 華 子
	生涯学習課スポーツ推進係長	梅 森 祐 之

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 前会議録の承認
日程第 3 教育長の報告
日程第 4 報告第 1 4 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第 5 報告第 1 5 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第 6 議案第 2 9 号 令和 9 年度使用小学校用教科用図書採択の件
日程第 7 議案第 3 0 号 令和 9 年度使用中学校用教科用図書採択の件
日程第 8 議案第 3 1 号 令和 9 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件
日程第 9 議案第 3 2 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村版結果公表の件（非公開）
日程第 1 0 議案第 3 3 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）
追加日程第 1 議案第 3 4 号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
追加日程第 2 議案第 3 5 号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

◎日程第 1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 5 名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより、第 7 回教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第 16 条に基づき、教育長及び会議で決めた委員 1 名とすることから、本会議の会議録署名委員は、松久大樹委員とします。

◎日程第 2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第 2「前会議録の承認」についてではありますが、前会議録について質疑等ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 では、質疑なしと認め、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第 3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第 3「教育長の報告」ではありますが、学校関係では 8 月 21 日に中学校、それから 24 日に小学校の二学期始業式が行われ、無事、二

学期が進められているところであります。

社会教育事業としては、後ほどまた説明があろうかと思いますが、8月22日、23日、土日に第39回発祥の地杯全国ゲートボール大会が盛大に行われたということでもあります。

各課からお願いします。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 それでは、1ページ、教育推進課所管事業の主なものについてご報告させていただきます。

7月31日、7月31日付退職者2名に対して、教職員辞令伝達式を執り行うとともに、死亡叙勲の伝達のご自宅にて行っております。

8月7日及び8月19日に、次期芽室町立小中学校配置計画案に係る町議会厚生文教常任委員会の調査をお受けしました。

8月10日には第3回芽室町学校教育推進協議会が開催され、計画案の答申をお受けしました。

8月17日には最終校となる芽室中学校生徒会との意見交換会を開催しました。

8月18日に第2回教育委員会協議会及び第6回教育委員会会議を開催。

8月24日に第1回芽室町教育振興基本計画策定委員会、8月25日第1回芽室町学校給食運営協議会を開催しております。

教育推進課は以上です。

○程野教育長 江崎生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課所管事業として、7月28日から7月31日まで岐阜県揖斐川町へ小学生を派遣しております。8月6日から10日に、こちらは受け入れ事業で、岐阜県揖斐川町から小学生を12名受け入れたところです。受け入れはこれまで芽室岐阜県人会の関係で、魅力創造課が所管おりましたが、今年度から生涯学習課が担当することとなっております。

その後、先ほど教育長からお話がありました、8月22日から23日にかけて、第39回発祥の地杯全国ゲートボール大会を実施しております。本年は48チームの284名の参加があったところでございます。今回、新たに広島県や愛知県、栃木県から新たなチームも参加していただきました。来年40回の節目の大会でございますので、そちらのほうの機運が盛り上がるような形で、今後もPR活動等を続けていきたいと考えております。

また、夏休み時期でございましたので、様々な事業展開をしているところで、記載内容にてご覧いただければと思います。

以上です。

○程野教育長 以上、教育長の報告とします。

この後の会議については、4件の非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第5「報告第15号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第9「議案第32号 令和8年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村版結果報告公表の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第6号に規定する、その他公開することにより教育行政の公正または円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第10「議案第33号 令和8年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、追加日程第1「議案第34号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第4号に規定する、教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 以上、4件を非公開といたします。

◎日程第4「報告第14号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 日程第4「報告第15号 報告第14号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について説明願います。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 1ページ、報告第14号についてご報告いたします。

学校教育法及び要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき認定しましたので、ご報告いたします。

2ページをご覧ください。

令和8年8月1日時点における追加認定総括表で、令和8年7月の申請に係るものであります。申請世帯は1世帯で、準要保護世帯として認定したものであります。

3ページは、2ページの1世帯を含む8月1日時点の総括表であり、申請世帯は104世帯、うち認定世帯が89世帯、内訳は記載のとおりとなつ

ております。右上の表にありますように、認定率は 9.5%、前年度比は 9.4%となっております。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 5「報告第 15 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 5「報告第 15 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」について説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6「議案第 29 号 令和 9 年度使用小学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 6「議案第 29 号 令和 9 年度使用小学校用教科用図書採択の件」について説明願います。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 11 ページ、議案第 29 号についてご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書と無償措置に関する法律に基づき、令和 9 年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

初めに、関係例規をご説明いたしますので、16 ページをお開きください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）のページ下段、第 13 条の教科用図書の採択では、3 行目の中ほどから、種目ごとに一種の教科用図書について行うものと規定されております。この種目というのは教科に値するものであります。

また、17 ページ下段の一番下の第 14 条、同一教科用図書を採択する期間では、2 行目、政令で定める期間とありますが、こちらは 4 年ごとになりますが、この期間、毎年度、教科ごとに同一の教科用図書を採択するものと規定されております。

18 ページにお進みください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の上段、第 14 条では、1 行目中ほどから、教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないと規定されております。

19 ページ。

これまでご説明をしました法律や施行令を踏まえ、芽室町立学校管理

規則第 41 条では、教科書の採択について学校において使用する教科書は、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会、これは帯広市を除く 18 町村により構成する協議会になりますが、この協議会の決定に基づき、芽室町教育委員会が採択する旨が規定されております。

12 ページにお戻り願います。

令和 9 年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてですが、ただいまご説明させていただきました法の規定に基づき、令和 5 年 8 月 8 日に開催されました第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定された、表に示す 13 種目の教科用図書を採択しようとするものであります。

なお、13 ページから 15 ページには、1 種目ごとの採択結果を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 毎年、本件については確認しているところでありますが、本年度もということであります。

本件について、質疑等ございますか。

○松久委員 意見お聞きしてもいいですか。

○程野教育長 松久委員。

○松久委員 年に一度で、どこかで私に目にした記憶があるのですが、採択の時か何かで、現物と言ったらあれですけども、その教科書を目にする機会は、どこかであったかのような気もするのですけれども、ありましたか。

○程野教育長 教育推進係長。

○林教育推進係長 ただいまのご質問の件なのですけれども、採択された教科書につきましては、年 1 回、中央公民館で教科書展示を行っておりまして、今年度につきましては、もう既に実施ということで、2 週間展示をさせていただきますいております。

○程野教育長 春先でしたか。

○林教育推進係長 6 月です。

○松久委員 それは今年度、これを使っていますというものですか。

○林教育推進係長 そうです。

現在採択されているものですので、今学校で使われているものが展示されているということです。

採択される時は、今の説明があったとおり、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会の中で、候補となる教科書を選定委員の中で採択していくという流れがありまして、その中で採択年度の 7 月中には使用する教科書を決定しまして、それで第 12 地区に該当する町村のほうにこのような形で、国語なり教科ごとの教科書はこれですということで通知されていくという流れになっています。

○程野教育長 採択の年は、文部科学省の検定を受けた教科書を全部見られるようにしているということで、採択された後は、その 3 年間については、採択された教科書のみ展示するというものであります。

土井委員。

○土井委員 コロナ禍の時から教科書自体がクロームブックに移行されていくような話があったと思うのですが。それ以降この話を聞いていると、教科書はこのままずっと継続していくような話になっていると思うのですが、この辺はどうなっているのでしょうか。

○程野教育長 教育推進係長。

○林教育推進係長 土井委員のおっしゃるとおり、クロームブックで今ギガスクールが始まって、いろいろデジタル教科書というもので学ぶこともあるのですが、現状、まず今は紙というところで、国も今デジタル教科書というのが普及しているというところから、デジタル教科書も教科書という位置付けで、認めていこうではないかというような議論が始まっているというところで、現状としてはまだ、紙のものが教科書という位置づけとなっています。ただ、国のほうでは議論が進んでいるというところなんです。

○土井委員 分かりました。まだまだ先の話ということですが。

○程野教育長 当初は、令和 6 年度からデジタル教科書、クロームに入るという話もあったのですが、遅れてきて、今、現状、小と中、何が入っているのでしょうか。

○林教育推進係長 小学校も中学校も算数、数学と英語が入っています。

○程野教育長 そこでとどまっていると。いずれ、デジタル教科書も正式な教科書として認められるというのがあって、パソコンの中で、クロームブックの中で見られるようになるし、選択肢もいろいろあるのですよね。両方、紙の教科書とデジタルと選択するか併用するかという。そのあたりもこれから具体的な話が出てくる予定になっています。

本件、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 7「議案第 30 号 令和 9 年度使用中学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 7「議案第 30 号 令和 9 年度使用中学校用教科用図書採択の件」について説明願います。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 20 ページ、議案第 30 号についてご説明いたします。

義務教育諸学校の学科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和 9 年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

21 ページをご覧ください。

令和 9 年度に使用する中学校用教科用図書の採択につきましても、先ほどご説明させていただきました、小学校用教科用図書の採択と同様に、法の規定に基づき、令和 6 年 8 月 7 日に開催されました第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定された、表に示す 16 種類の教科用図書を採択しようとするものであります。

なお 22 ページから 26 ページには、種目ごとの採択結果を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、小学校と同じような取扱いでございますが、質疑等ございますか。

松久委員。

○松久委員 昨日の新聞の記事で読んだのですが、情報が時間数として増えるというか、他に置き換わるような話を読んだところで、これは 4 年間の 4 年目なので、この教科書で、今は多分、技術の時間の中でその内容をやっているとすけれども、これは新しい教科書ができるのでしょうか。その次の改定は多分、令和 10 年度ですか。

○程野教育長 教育推進係長。

○林教育推進係長 今まさにおっしゃるとおり、技術の中で今プログラミングだとか、そういったことをやっているという中で、その次期、改定の中で情報というのが入ってくるというような話は今ありますが、まだ正式というか、今報道されているところでしか我々も把握しておりません。現状としては、次期の改定からは情報というのが、技術の中から抜け出るような形になるのではないかというふうに捉えてはおります。

○程野教育長 よろしいですね。

次期、学習指導要領の改定に関わって、そこもはっきりしていくということでもあります。

本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 8「議案第 31 号 令和 9 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 8「議案第 31 号 令和 9 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」について説明願います。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 27 ページ、議案第 31 号についてご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和 9 年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

初めに、関係例規をご説明しますので、29 ページをお聞きください。

学校教育法のうち下段の附則第 9 条では、1 行目の中ほどから、特別支援学校並びに特別支援学級においては、教科用図書以外の教科用図書を使用することができる旨の規定があります。これは、障害種、障害区分などの様々な特性に応じて、教科書以外の一般の図書も使用できるというものです。

28 ページにお戻りいただき、令和 9 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択についてであります。四角の囲みにありますように、1 行目後段から、令和 9 年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料とあり、これは令和 7 年 6 月に北海道教育委員会が作成しているものですが、この採択参考資料の全ての図書を採択することとし、その中から児童生徒の特性に合ったものを使用することができるよう、決定されたところであります。これを受けまして本町においても同様に採択するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 9「議案第 32 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村版結果公表の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 9「議案第 32 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」における市町村版結果公表の件（非公開）」について説明願います。

以下、非公開

◎日程第 10「議案第 33 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 10「議案第 33 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」について説明願います。

以下、非公開

◎追加日程第1「議案第34号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 追加日程第1「議案第34号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」について説明願います。

以下、非公開

◎追加日程第2「議案第35号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 追加日程第2「議案第35号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件」について説明願います。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 追加日程第2 議案第35号についてご説明いたします。

芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正について、第6回教育委員会会議において可決いただいたところではありますが、条文及び様式に修正が生じたことから改めて提案しようとするものであります。

9ページをお進みください。

修正内容について比較表でご説明いたします。第17号様式の改正ですが左側が修正後の様式、そして少し見にくいですが下線部分がございます。上記の就学状況等について事実と相違ないことを誓約しますと、この一文を追加するもので、意図としましては、有料となる在学証明書の添付を求める代わりに事実であることの誓約をさせるという趣旨でございます。

10ページへお進みください。

第13条の改正は、条例に規定する基準日を10月1日から4月1日に修正したことに伴い、発生する修正であります。

条例に続きまして、可決後の修正提案となりましたことをお詫び申し上げ、説明を終わります。

○程野教育長 こちらの修正提案ということで、質疑ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、原案のとおり可決いたします。

○程野教育長 今後の日程についてお願いいたします。

○事務局 9月の教育委員会会議の予定です。臨時会につきましては、9月8日火曜日18時から、9月15日火曜日14時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

定例会につきましては、9月24日木曜日14時からとなりますので、よろしく願いいたします。

そのほかについてはございません。

以上です。

○程野教育長　以上で、第7回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名　　程　野　　　仁

会議録署名　　松　久　大　樹